展示会出展支援事業募集要領

（埼玉県ナノカーボンプロジェクト）

**１　事業目的**

　　　本事業は、ナノカーボン等に関する技術・製品等を開発した県内企業の販路開拓を支援するため、展示会への出展費用の一部を支援するものである。

※「ナノカーボン等」とは、カーボンナノチューブに代表されるナノカーボンに加え、セルロースナノファイバー、ナノファイバー等のナノマテリアルを指す

**２　対象者**

埼玉県内に登記簿上の本店又は主たる事業所を置く中小企業とする。

**３　支援内容**

　（１）対象展示会

　　　　２０２０年３月２０日までに行われる展示会とする。

　　　　ただし、「nano tech2020」については、別途共同出展募集を行う。

　（２）支援金額

　　　　本事業採択企業（以下「採択企業」という。）が展示会に出展するにあたり負担する経費のうち、出展費（小間代）を（公財）埼玉県産業振興公社（以下「公社」という。）が負担する。　なお、この支援金額は１社あたり２５万円を上限とする。

　（３）出展対象

　　　　次に該当するものを展示することとする。

　　　ア　ナノカーボン等を活用した素材又は製品

イ　ナノカーボン等を活用する技術又は装置

ウ　ナノカーボン等の材料・素材の評価測定技術又は装置

エ　ナノカーボン等の活用により産業振興に資するもの

　（４）方法

　　　　３（２）の費用については、主催者等が公社に直接請求することとし、採択企業はこれを除いた金額について請求を受け請求者（主催者等）に対し直接支払うこととする。

**４　採択予定件数**

　　　４件程度

**５　応募方法**

　　　展示会出展支援事業申請書（様式第１号）に記入・押印の上、郵送（必着）又は直接公社へ提出すること。

**６　募集期間**

　　　平成３１年４月１９日（金）～平成３１年６月２１日（金）１７時までとする。ただし、支援決定額が予算額に達し次第、募集は終了する。

　　※５月末までに申込締切がある展示会については、５月１７日（金）までに事前連絡すること

**７　採択決定**

（１）審査

　　　順次書類審査を行う。

（２）審査内容

主に以下の観点により審査する。

　　ア　展示会出展における目的やターゲットが明確であり、成果が見込まれること

　　イ　展示会出展により県内企業への波及効果が見込まれること

　ウ　展示会出展における計画の明確性

　（３）結果

　　　採択又は不採択について様式第２号により申請者に通知する。

**８　キャンセル料**

　　　採択通知後に出展を取りやめる場合は、速やかに連絡すること。その場合発生するキャンセル料については、１００％申請者の負担とする。

**９　実績報告**

　　　展示会出展支援事業実績報告書（様式第３号）の提出期限は、展示会終了後、２週間以内とする。ただし、３月１５日以降開催の展示会については、３月３０日を提出期限とする。

**１０　フォローアップ調査報告**

　　　　展示会出展支援事業フォローアップ調査報告書（様式第４号）は、展示会終了後、６か月後に提出する。

附　則

　この要領は、平成３１年４月１９日から施行する。